

児童扶養手当・特別児童扶養手当 受給者のみなさんへ

☎ 町民福祉課 児童係 ☎ 52-5810
山口県こども・子育て応援局 こども家庭課
☎ 083-933-2751

令和5年全国消費者物価指数の実績値が公表され、児童扶養手当額・特別児童扶養手当額が令和6年度（令和6年4月～）から3.2%引き上げとなります。

このため、児童扶養手当は、令和6年5月期の支払い（令和6年3月分～4月分）、特別児童扶養手当は、令和6年8月期の支払い（令和6年4月分～7月分）から改定後の月額で支払われます。

◇児童扶養手当月額

		令和5年4月～【現行】	令和6年4月～【改定後】
本体額	全部支給	44,140円	45,500円
	一部支給	44,130円～10,410円	45,490円～10,740円
第2子 加算額	全部支給	10,420円	10,750円
	一部支給	10,410円～5,210円	10,740円～5,380円
第3子 以降 加算額	全部支給	6,250円	6,450円
	一部支給	6,240円～3,130円	6,440円～3,230円

◇特別児童扶養手当月額

	令和5年度（月額）【現行】	令和6年度（月額）【改定後】
特別児童扶養手当1級	53,700円	55,350円
特別児童扶養手当2級	35,760円	36,860円

令和5年度『結婚新生活応援補助金』の申請はお済みですか

令和5年度結婚新生活応援補助金の申請は、3月31日（日）までです。

令和5年1月1日～令和6年3月31日の間に婚姻届を提出した世帯が対象となっています。対象となる場合は、企画財政課企画係にご相談の上、申請してください。

※3月30日（土）、31日（日）は閉庁日のため、両日に婚姻届提出を予定しており、かつ本事業の申請を予定されている場合は、事前にご相談をお願いします。



◇補助金交付額

上限30万円

※夫婦がともに29歳以下の場合、上限60万円になります。

◇対象世帯

- ・夫婦の合計所得が500万円未満
- ・婚姻日における年齢が夫婦ともに39歳以下など

◇対象経費

住宅取得費用、住宅貸借費用、引越し費用

※詳細は企画財政課企画係にお問い合わせください。

◇問合せ先

企画財政課 企画係 ☎ 52-5803